

日本人間工学会論文賞 選考及び授与規程

第1条 (本賞の目的)

本賞は、人間工学に関わる研究において優れた成果が認められる論文に対して授与することを目的とする。

第2条 (本賞の対象)

本賞は、対象年に一般社団法人日本人間工学会誌「人間工学」誌上に掲載されたすべての総説、原著、資料、技術報告のうち、最も優れた論文1編に対して授与されるものとする。なお、論文のテーマは問わないが、筆頭著者は本学会会員であることを条件とする。

第3条 (対象者の除外)

第1条の「本賞の目的」に照らして、過去に本賞を受賞した者は受賞資格を有しない。

第4条 (本賞の内容)

本賞の内容は、賞状及び副賞5万円(図書カードで支給)とする。

第5条 (選考主体)

本賞の選考は、表彰委員会委員長を議長とする日本人間工学会論文賞選考会(以下、選考会)で行う。

第6条 (選考方法)

別に定める細則に従って選考を行う。

- (1) 対象年に一般社団法人日本人間工学会誌「人間工学」誌上に掲載されたすべての総説、原著、資料、技術報告の中から、本賞の目的等を踏まえ、授与対象となる論文を選考会で選考し、理事会の議を経て決定する。
- (2) 授与対象となる論文は1編とし、該当なしも可とする。

附則

- 1 本規程は2011年2月22日から施行する。